

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金のご案内

地域社会の活性化を図るため、三原市内において、新たに住宅を取得する若年層（40歳未満の夫婦、子育て）世帯を応援します！



【概要】 ※契約前に申請が必要です。

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	40歳未満の夫婦世帯または15歳未満の子がいる世帯	
	<p>●移住世帯</p> <p>①交付申請時、世帯員全員が1年以上市外に在住している世帯</p> <p>②三原市に転入して3年以内かつ転入前に1年以上市外に在住していた世帯</p>	<p>●定住世帯</p> <p>市が指定する分譲地を購入して住宅を新築する世帯</p>
補助金額	限度額：100万円 ※ただし、次のうちいずれか低い額となります。	
	<p>(1) 50万円に、次の金額を加算した額</p> <p>ア 新婚世帯（婚姻1年未満） 10万円</p> <p>イ 15歳未満の子1人につき 10万円</p> <p>ウ Uターン世帯（父母または祖父母が市内に居住している世帯） 10万円</p> <p>(2) 土地取得費用を除いた住宅取得費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）。さらに、中古住宅取得の場合、改修費用の2分の1を加算（千円未満を切り捨て）</p>	<p>(1) 80万円に、次の金額を加算した額</p> <p>ア 移住者のみ世帯（世帯員全員が1年以上市外在住） 20万円</p> <p>イ 新婚世帯（婚姻1年未満） 10万円</p> <p>ウ 15歳未満の子1人につき 10万円</p> <p>(2) 土地取得費用を除いた新築費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）</p> <p>(3) 市分譲地価格に5分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）</p>
補助要件	<p>・入居後、町内会等の地域活動に参加すること。 ※その他、諸条件あり</p>	
その他	<p>・本補助金は所得税法における一時所得に該当する場合があります。</p> <p>・補助事業が完了した日から3年未満の間に、他人への貸与、売却、転居、転出又は取り壊し等の理由により住宅へ居住しなくなったときは補助金を返還いただきます。</p>	
フラット35	<p>本補助金とセットで【フラット35】地域連携型を利用できます。</p> <p>★【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う三原市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する三原市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。</p> <p>※ 詳しくは、フラット35ホームページをご確認ください。</p>	



【お問い合わせ先】三原市経営企画部地域企画課

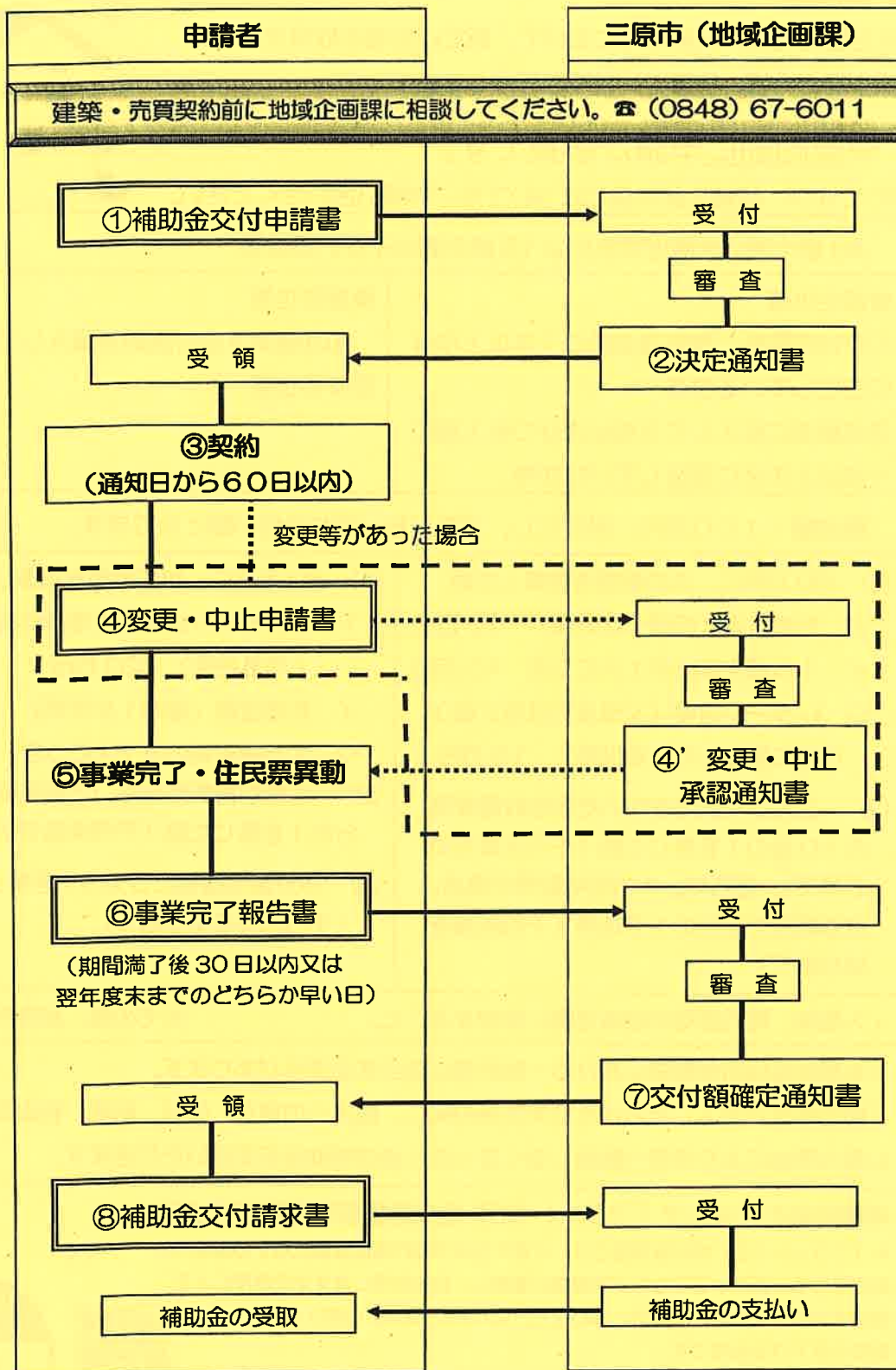
電話：0848-67-6011

Email：chiikikikaku@city.mihara.hiroshima.jp.

※申請書は、本庁及び各支所の窓口に準備しております。
また市のホームページからもダウンロードできます。



手続きの流れ（三原市ファーストマイホーム応援事業補助金）



※様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

三原市経営企画部地域企画課

電話：0848-67-6011 E-mail：chiikikaku@city.mihara.hiroshima.jp



三原市結婚新生活支援事業補助金のご案内

少子化対策や三原市への移住の促進を目的として、新婚世帯に対し市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用を補助します！



【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	<p>主な要件は次のとおりで、すべてを満たす世帯が対象です。</p> <p>(1) 令和6年1月1日以降に婚姻し、対象となる市内の住居の住所で住民登録していること。</p> <p>(2) 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。</p> <p>(3) 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 (貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得から年間返済額を控除します。)</p> <p>(4) 夫婦ともにマイナンバーカードを取得していること。</p> <p>(5) 地域活動に参加していること。</p> <p>※その他、諸条件あり</p>	
対象経費	住居費	<p>住宅取得費用、リフォーム費用</p> <p>住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料） ※賃料及び共益費は3ヶ月分が対象</p>
	引越費用	引越業者または運送業者に支払った引越費用
補助金額	<p>対象経費の合計額（令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払ったもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 夫婦共に29歳以下の世帯：限度額60万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯：80万円 夫婦がともに移住した世帯：100万円 上記以外の世帯：限度額30万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯：50万円 夫婦がともに移住した世帯：70万円 	
申請受付	令和6年6月3日（月）～令和7年3月31日（月）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。 補助金交付日から3年未滿の間に、市外転出したときは補助金を返還いただきます。 詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。 	

【お問い合わせ先】

三原市 経営企画部 地域企画課

電話：0848-67-6011

市ホームページQRコード →

